

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 320,000千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (170,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	156,798	2,377	0	18,199	7,400	128,822
	高 齢 者 福 祉 事 業	98,367	4,034	0	7,944	5,800	80,589
	障 害 者 福 祉 事 業	1,190,899	880,712	0	0	21,000	289,187
	児 童 福 祉 事 業	1,689,994	923,568	0	139,376	50,400	576,650
	包 括 支 援 事 業	206,166	0	0	108,403	12,200	85,563
	重度心身障害者等医療給付事業	82,014	37,413	0	0	3,000	41,601
	ひとり親家庭等医療費支給事業	33,056	15,469	0	0	1,100	16,487
子 ども 医 療 支 給 事 業	105,850	37,887	0	30,000	2,500	35,463	
社 会 保 険	国民健康保険特別会計(繰出金)	301,133	120,000	0	0	10,500	170,633
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	436,918	76,398	0	0	22,700	337,820
	介護保険広域連合(繰出金)	450,085	0	0	0	28,700	421,385
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	76,140	0	0	27	3,300	72,813
	疾 病 予 防 事 業	39,613	2,158	0	1,373	600	35,482
	母 子 保 健 事 業	88,447	19,509	0	30,000	800	38,138
合計	4,955,480	2,119,525	0	335,322	170,000	2,330,633	